

# 傷害保険において吐物の気管内流入による気道閉塞が 外来の事故に該当するとされた事例

天野 康弘  
弁護士

上告審 最高裁第三小法廷平成25年4月16日  
判決 平成23年(受)第1043号

傷害保険金等請求事件 最高裁HP

控訴審 大阪高裁平成23年2月23日判決 平

成22年(ネ)第3097号判時2121号1

34頁

第一審 神戸地裁平成22年9月14日判決 平成  
21年(ワ)第3226号判時2106号141頁

## I. 本件の争点

胃の内容物である吐物が気管内に流入し  
気道閉塞による窒息を起こした場合、傷害  
保険における外来の事故に該当するか。

## II. 事案の概要

1 Y保険会社(損害保険会社、原告、被

控訴人、上告人)は、Aとの間で、同人  
を被保険者とする普通傷害保険契約(以  
下「本件保険契約」という。)を締結して  
いた。本件保険契約に適用される傷害保  
険普通保険約款(以下「本件約款」とい  
う。)には、次の定めがあった。

(1) Yは、被保険者が急激かつ偶然な外  
来の事故によってその身体に被った傷  
害に対して、保険金を支払う。

(2) Yは、被保険者の脳疾患、疾病又は  
心神喪失によって生じた傷害に対して  
は、保険金を支払わない。

(3) Yは、被保険者が上記(1)の傷害を被  
り、その直接の結果として、事故の日  
からその日を含めて180日以内に死  
亡したときは、死亡保険金を支払う。

(4) 死亡保険金が支払われる場合におい  
て、死亡保険金受取人の指定がないと  
きは、被保険者の法定相続人を死亡保  
険金受取人とし、その法定相続分の割  
合により支払う。

2 Aは、平成20年12月24日、飲酒を伴  
う食事をした後、鬱病の治療のため処方  
されていた複数の薬物を服用した。その  
後、Aは、うたた寝をしていたが、翌25  
日午前2時頃、目を覚ました後に嘔吐し、  
気道反射が著しく低下していたため、吐  
物を誤嚥し、自力でこれを排出すること  
もできず、気道閉塞により窒息し、病院  
に救急搬送されたが、同日午前3時18分  
に死亡が確認された。Aの死因は、吐物  
誤嚥による窒息であった。

Aの窒息の原因となった気道反射の著しい低下は、上記誤嚥の数時間前から1、2時間前までに体内に摂取したアルコールや服用していた上記薬物の影響により中枢神経の抑制及び知覚、運動機能の低下によるものである。

3 Aの法定相続人であるXら（原告ら、被控訴人ら、上告人ら）は、Y保険会社に対して、本件保険契約に基づき、死亡保険金2000万円及び遅延損害金の支払いを各求めた。

4 一番は、「Aは、うたた寝から覚めて起きざまに、身体の外部からアルコールを摂取するかしようとしたことがきっかけとなり（身体の外部からの作用）、うたた寝前に身体の外部から摂取していたアルコールの影響と同じくうたた寝前に服用していた向精神薬の副作用（いずれも身体の外部から摂取した物に起因する作用であって、疾病に基づく作用であるといえない。）が相まって、にわかに、予期しない嘔吐、誤嚥、気道閉塞となり窒息死するに至ったことになるから、Aは『急激かつ偶然な外来の事故』により死亡したものと認めるのが相当である。」と判旨

して、Xの請求を認容した。

5 原審は、「本件保険金の支払事由である『外来の事故』とは、前記のとおり、『被保険者の身体の外部からの作用による事故』をいうと解されるが、これは、外部からの作用が直接の原因となって生じた事故をいうのであって、薬物、アルコール、ウイルス、細菌等が外部から体内に摂取され、あるいは侵入し、これによつて生じた身体の異変や不調によつて生じた事故は含まないものと解するのが相当である。なぜなら、後者も含むと解すると、社会通念上『疾病』と理解されている事例も含まれることとなつて、『傷害』に対して保険金を支払うという傷害保険の趣旨を逸脱する結果になるし、『外来の事故』によつて、保険金支払の原因となる事故とそうでない事故を明確に区別しようとした約款の趣旨に合致しないからである。」と判旨し、一審判決を取り消してXらの請求を棄却した。

### Ⅲ. 判旨（破棄差戻）

「本件約款は、保険金の支払事由を、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によ

つてその身体に傷害を被ったことと定めている。ここにいう外来の事故とは、その文言上、被保険者の身体の外部からの作用による事故をいうものであると解される（最高裁判平成19年（受）第95号同年7月6日第二小法廷判決・民集61巻5号1955頁参照）。

本件約款において、保険金の支払事由である事故は、これにより被保険者の身体に傷害を被ることのあるものとされているのであるから、本件においては、Aの窒息をもたらした吐物の誤嚥がこれに当たるといふべきである。そして、誤嚥は、嚥下した物が食道ではなく気管に入ることをいうのであり、身体の外部からの作用を当然に伴っているものであって、その作用によるものといふべきであるから、本件約款にいう外来の事故に該当すると解することが相当である。この理は、誤嚥による気道閉塞を生じさせた物がもともと被保険者の胃の内容物であった吐物であるとしても同様である。

以上と異なり、Aの窒息は外来の事故による傷害に当たらないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明ら

かな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、保険金支払の可否を判断すべく、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差戻すこととする。」

なお、裁判官田原睦夫の次の補足意見がある。

「誤嚥は、通常経口摂取したものによって惹起されるところ、本件では、誤嚥の対象物が吐瀉物であったところから、原判決はその外来事故性に疑問を抱いたものと思われる。」

しかし、誤嚥とは、一般的な医学用語辞典によれば、本来口腔から咽頭を通じて食道に嚥下されるべき液体又は固体が、嚥下時に気管に入ることをいうものであって、誤嚥自体が外来の事故であり、誤嚥の対象物が口腔に達するに至った経緯の如何、即ち経口摂取か、吐瀉物（吐物、吐血を含む。）か、口腔内の原因（口腔内出血、破折る歯片等）によるかは問わないものである。」

#### IV. 評釈（判旨に反対である）

1 嚥下とは、一般に、「口の中の食物を胃

にのみ下すこと」<sup>2)</sup>いうものと解される。

口の中で咀嚼した食物を飲み込んで食道を通して胃の中に運ぶということである。

ところで、何らかの理由が原因となつて、飲食物が、本来の食道ではなく気道に入ってしまうことがあり、これは誤嚥と呼ばれている。

本判決では、誤嚥の定義を、「嚥下した物が食道ではなく気管に入ることをいう」としている。

なお、医学事典<sup>3)</sup>によれば、嚥下とは、「飲み込み」食物や飲物が、口腔から咽頭へ送られ食道を下つて胃の噴門に至る過程をいう。」とされ、誤嚥とは、「液体または個体が嚥下時に気管に入ること」をいう。ちなみに、誤嚥を避ける生理学的機序は、「嚥下時に舌根が後方に移動し、咽頭が拳上し咽頭蓋が気道を覆い、声帯筋が収縮して声門を閉鎖し呼吸が停止することによつていふ。」とのことである。

例えば、餅やパンを食べようとして嚥下した際に、気道にそれらが入ってしまう、気道閉塞を生じさせてしまうことがある。

本件のような損害保険における傷害保険では、「被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によつてその身体に被った傷害」について、保険金が支払われる仕組みとなっている。

急激性、偶然性、外来性は傷害保険の基本的3要件であるが、このうちの外来性の要件の意味は、身体に生じた事故が身体の内因にあるのではなく外部からの作用に原因があることを要件とするもので、疾病による身体の事故を傷害から除外することにある、とされている<sup>4)</sup>。

そして、本判決で参照している最判平成19年7月6日判時1984号108頁（以下「平成19年最判」という。）は、パーキンソン病患者が昼食のもちをのどにつまらせて窒息させた事案で、外来性あり、と判断している。

2 では、吐物、すなわち、胃の内容物が食道を逆流し、それが気管に流入し気道閉塞に至つて死亡や後遺傷害を発生させた場合、これが、傷害保険の外来性をみたすのであろうか。

本件では、この点が問題になっている。(1) たしかに、もちやパンを食べる際に

誤嚥して窒息した場合は、それらは、身体の外部から気管内という身体の内  
部に侵入するものであるから、身体  
の外部から作用するものといえ、平成19  
年最判のように外来性は肯定すること  
ができそうである。

(2) これに対して、胃の内容物が食道を  
逆流しその後気管に流入して窒息した  
場合、吐物は身体の内部に存在してい  
たものが身体の内部である気管内に侵  
入するものであるから、身体の外部か  
ら作用する余地がなく、言い換えると  
身体の内部で完結するので、身体の外  
部からの作用が存せず、外来性を肯定  
することは困難であると解される<sup>97)</sup>。

(3) ところで、吐物は、飲み込み、すな  
わち、嚥下する対象ではなく、基本的  
には、口から外に吐き出すものである。  
上述の通り、嚥下とは、咀嚼した食物  
を食道を通して胃で消化するために飲  
み下すものである。逆流した胃の内容  
物を嚥下するという表現はあまり使わ  
ないと思われる。日常生活上、嘔吐を  
経験する人も多いだろうが、嘔吐には  
胃酸が含まれており、そのような嘔吐

物を飲み込もうとすることに抵抗を感  
じる人も多いはずである。やはり、吐  
物は、口から外に吐き出すものである。  
本判決では、誤嚥の定義を「嚥下し  
た物が食道にではなく気管に入るこ  
と」としている。

そして、嚥下の意味は上述の通り  
で、食道から逆流した胃の内容物、す  
なわち、吐物は、嚥下する対象ではな  
く、口から外に吐き出すものである。

本件のようなケースでは、吐物を飲  
み込もうと（嚥下）したのではなくて、  
自然呼吸とあわせて中枢神経等が抑  
制された結果、気管に流入したという  
現象であろう。

そうすると、本判決のように、食道  
から逆流してきた胃の内容物が気管  
に流入することを「誤嚥」とすること  
に違和感がある。もともと、本件の死  
体検案書にも、死亡の原因欄の1つに  
「食吐物誤嚥」と記載されており、生  
命保険の災害特約等の約款の対象と  
なる不慮の事故の別表除外事項に「胃  
内容物の誤嚥」という記載もあり、こ  
のような表現が広く使われているこ

とは認めざるをえない。

今後、食道を逆流した胃の内容物が  
気道に流入することを、誤嚥と表現す  
ることについて、再検討は要しないだ  
ろうか<sup>98)</sup>。

(4) いずれにしろ、食道を逆流した胃の  
内容物が気道に流入して気道閉塞をも  
たらしたケースでは、外来性の要件を  
肯定するのは困難と考えるのが自然で  
ある。

請求を認容した一審の神戸地裁判  
決でも、「うたた寝から覚めて起きざ  
まに、身体の外部からアルコールを摂  
取するかしようにしたことがきつか  
けとなり（身体の外部からの作用）、  
うたた寝前に身体の外部から摂取し  
ていたアルコールの影響と同じくう  
たた寝前に服用していた向精神薬の  
副作用（いずれも身体の外部から摂取  
した物に起因する作用であって、疾病  
に基づく作用であるといえない。）」と  
判旨している。

ここでも、胃の内容物が気道に流入  
したことをもって、外来性ありと導く  
ことは困難であるから、主に、身体の

外部からアルコールが摂取するかし  
ようとしたことというきっかけを、身  
体の外部からの作用と捉えて、外来性  
ありという結論を導いたものと考え  
られる。

もつとも、原審の大阪高裁判決で  
は、この点については、「契機にすぎ  
ない」と判旨され、傷害に対して保険  
金を支払うという傷害保険の趣旨に  
立ち戻って、事案の概要通りの判決に  
て、一審判決を取り消して、請求を棄  
却したものである。

3 しかしながら、本判決は、外来性を肯  
定している。

(1) 本判決をもう一度確認すると、「①  
誤嚥は、嚥下した物が食道ではなく  
気管に入ることなのであり、身体  
の外部からの作用を当然に伴っている  
のであって、その作用によるものとい  
うべきであるから、……本件約款にい  
う外来の事故に該当する……この理  
は、②誤嚥による気道閉塞を生じさせ  
た物がもとと被保険者の胃の内容物  
であった吐物であるとしても同様であ  
る。」となっている。

①の理が、どうして②でも同様であ  
るのか、疑問である。判旨には、理屈  
らしいものがないので、直ちに理解す  
るのが難しい。

本判決に至った背景として、口腔や  
気管や胃などを体の外部と捉えてい  
ることはなからうか。

一般人の多くは、口（口腔）から外  
を、体の外部と考えていると思われる。  
しかし、本判決では、そう考えな  
った可能性がある。

医学専門書には次のような記載が  
ある。「消化管は、口、口腔、食道、  
胃、小腸、大腸、肛門からなる。消化  
管は口から始まる一本道で、肛門で終  
わる。消化管の内腔は口と肛門で週被  
保険者の皮膚と連続しており、体内の  
ように思えるが、実は非常に細長い対  
外空間といえる。」<sup>9</sup>とか、「肺は消化  
器、皮膚などと同様に外界に直結する  
臓器であり、常時外界からの異物の侵  
入を受けている。」<sup>10</sup>とか、中空性臓器  
とは「咽頭、喉頭、気管、気管支、食  
道、胃、腸、尿管、膀胱、尿道、精管・  
卵管、子宮、膣などがこれに属し、い

ずれかの部位で体外に通じている。」<sup>11</sup>  
などの記載である。

そして、本判決は、口腔、気管、食  
道や胃などが体の外部との理解にた  
って、胃の内容物が食道に逆流して気  
管に流入したことは、体の内部で完結  
するものではなくなるので外部から  
の作用にあたる、と考えた可能性が  
あるのではなからうか。

本判決の補足意見は、医学用語辞典  
を持ち出し、誤嚥自体が外来の事故と  
し、誤嚥の対象物として吐血も含むと  
している。これは、体の外部と内部の  
区別を、一般的な考え方ではなく、医  
学専門書の記載にあったような区別  
をしていると理解するほかないのか  
もしれない。

(2) しかし、仮に、本判決が、体の外部  
と内部の区別について、このような医  
学的専門書の記載にあるような理解を  
しているとしたら、疑問を呈さざるを  
得ない。

一般人の多くは、咽頭、喉頭、気管、  
気管支、食道、胃、腸、尿管、膀胱、  
尿道、精管・卵管、子宮、膣などが、

体の外部とは理解していないであろう。

保険者も、傷害保険の商品設計や約款解釈において、このような理解にたつて、商品設計や約款解釈を行っていないはずである。

もし、このような理解で約款を解釈するのであれば、一般人が支払われると期待した事故が支払の対象とならず、逆に、保険者が給付事由に全く当たらないと考えていた事故が支払の対象となるといった事態が発生し、混乱するだろう。

また、本判決が、事案に即して、体の内部と外部の区別を、医学的専門書の記載に沿って考えるケースと、そうではないケースで使い分けると理解しているのであれば、どのような場合で使い分けるのか不明であり、これも問題であろう。

(3) 従って、体の内部と外部の区別については、一般的な理解を前提とすべきであつて、医学的専門書に記載があるからといってこのような理解をするのは疑問である。

4 以上みてきたとおり、本判決には理解

が困難な点があり疑問である。

本判決は、外部から侵入した餅やパンなどが気管に入つて窒息した場合と統一的に解釈しようとした、契約者や被保険者側に立つて有利に解釈しようとした、といった点での政策的な要素が強い判決であると考ええる。

しかし、上述の通り、外来性は、身体に生じた事故が身体の内部に原因があるのではなく外部からの作用に原因があることを要件とするもので<sup>12</sup>、身体の疾患等内部的原因に基づくものを排除するためであり、傷害を疾病から区別する概念である<sup>13</sup> 14。外来の事故という要件は、傷害保険の趣旨に沿つて担保すべき事故とそうでない事故を明確に分けてきたのである。

胃の内容物が食道を逆流して気管に流入することは、基本的に、病気や体調不良・異変という内因に起因するものであろう<sup>15</sup>。病気、老衰、身体の不調・異常など、これら内部的原因に基づくものは、傷害保険の保障の対象外である。

病気や身体の異変・不調などの内部的原因によつて気管に飲食後の吐物あるいは吐血が流入したような事故を全て傷害保険の

担保内と考えることは、外来の事故による傷害のみを担保する傷害保険の趣旨に反する<sup>16</sup>。

外国の傷害保険を検討すると、ドイツにおいても、本件のようなケースは外来性の要件にあたらぬ。

ドイツの判例・学説によれば、摂取によりいったん胃に到達した食物が嘔吐によつて食道を逆流し、その胃内容物が自発的呼吸によつて気道内に吸入された結果、窒息死となった場合には、それはあくまでも身体内部の作用の結果であつて、傷害事故の要件としての身体外部からの作用による傷害としては評価されないのである、とのことである<sup>17</sup>。

原審は、上述のような傷害保険の趣旨に立ち返つて外来性を否定したものである。

一番は、死亡に至る過程を①から⑨に細分化して請求を認容したが、その判断過程や結論の当不当は別にしても、少なくとも、外部からの作用を別のものに求め、吐物が気管に流入すること自体を外部からの作用とはしていない。

従来の裁判例や学説はかかる外来性要件の位置づけに注意して外来の事故にあたる

のか否か慎重に判断し、また、議論してき  
たはずである。

しかし、この判旨は、どのような検討過  
程を経たのかもよく分からない。傷害保険  
の歴史の積み重ねを理屈抜きのまま崩して  
しまったのではないかと危惧するものであ  
る。

契約者や被保険者に有利に解釈するとい  
うことであっても、傷害保険の外來性の要  
件の位置づけから、その解釈には自ずと限  
界があるのであって、今後の約款の解釈に  
混乱を生じることがあるのであれば、決し  
て契約者や被保険者に有利になるものでは  
なからう。

5 ただし、最高裁として確定した以上、  
実務的な対応が必要である。

損害保険の傷害保険では、本件のような  
ケースでは外來性ありとして、疾病免責条  
項の適用、または後述の通り、偶然性欠如  
の主張ができるのかどうかの検討を要する  
であろう。また、本件のようなケースを一  
律支払対象外と考えるのであれば、その旨  
を約款に盛り込む必要があるうし、本件の  
ケース以外でも、支払対象外と想定するケ  
ースについては約款に具体的に盛り込むこ

とを検討する必要があるかと思われる。

生命保険の災害特約などについては、対  
象となる不慮の事故として、急激偶然外來  
の基本3要件に加えて、軽微外因除外文言  
が付されており、対象となる不慮の事故の  
別表除外が規定されている。

このような約款構造のもとでの本判決の  
影響を検討すべきであろう。近時の約款で  
は、本件のケースと関係があるものとして  
は、外來性の定義規定のなかで、軽微外因  
除外文言のほか、「疾病や疾病に起因する  
もの等身体の内部に原因があるものは該当  
しません」とか、別表除外として「疾病に  
よる呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の  
状態にある者の次の誤嚥 胃内容物の誤嚥  
気道閉塞を生じた食物の誤嚥 気道閉塞を  
生じたその他の物体の誤嚥」などが規定さ  
れており、本件のようなケースでその適用  
が考えられる。また、一部の生命保険会社  
の約款では、「吐物の吸入・嚥下による気道  
閉塞・窒息」自体を対象となる不慮の事故  
から除外している。

ところで、外來性の要件とその間接原因  
の関係について、生命保険の災害割増特約  
等においてアルツハイマー型認知症の患者

がかまぼこの誤飲による窒息で死亡した事  
案で、東京高判令平成22年4月28日事例研  
レポ255号11頁は、「外來の事故とは、  
その文言上、被保険者の身体の外部からの  
作用による事故をいうものと解されるが、  
その原因がもつぱら疾病であるときも、外  
來の事故ということはできないと解する」  
と判旨したところ、最高裁は、請求者の上  
告を受理しなかったことを指摘しておきた  
い。本件の保険契約は、短期契約である損  
害保険の傷害保険である。長期契約であり、  
約款の構造・文言が異なる生命保険の災害  
特約等に対する判例の射程についてはなお  
検討する必要がある。

## 6 差戻審の審理

本判決は、破棄差戻しとなったが、控訴審  
では疾病免責条項の適用の有無などが中心  
に審理されるのではないかと思われる<sup>10)</sup>。

この点について、Aは鬱病を罹患していた。  
胃の内容物が気管へ流入して窒息するに  
至ったことが、鬱病の罹患という事実や鬱  
病の治療のために処方されていた薬物を摂  
取していたという事実から導けるのか、疾  
病免責条項の適用につながるのか、問題に  
なろう。

次に、鬱病の治療のために処方されていた薬物摂取状態で、アルコールを同時に摂取したことで、アルコールと相互に作用し中枢神経抑制作用が生じている状態をどのように評価するかも同条項の適用有無に影響するものと思われる。

控訴審の判決に注目したい。

なお、本件のように、精神疾患に伴い薬物を摂取していたり、睡眠剤を摂取しているときに、アルコールを同時に摂取することは、生命身体に重大な影響を与えるものであることから医師・薬剤師あるいは使用上の注意で禁止されている禁忌事項であるし、実際に、この種の事故が多発している現在では、偶然性の欠如も検討されるべきであると考ええる。また、生命保険の災害特約などで重過失免責条項が存する場合は、同条項の適用も検討してよいのではないかと考える。

- 1) 本判決から。
- 2) 岩波書店「国語辞典第7版新版」
- 3) 南山堂「医学大辞典19版」
- 4) 山下友信・保険法454頁(有斐閣)
- 5) 甘利公人「福田弥生・ポインントレクチャー 保険法・261頁(有斐閣)」では、外来性は、

身体の疾患等内部的原因に基づくものを排除するためであり、傷害を疾病から区別する概念である、とある。

6) 潘阿憲「傷害保険における外来性要件の判断基準―吐物誤嚥事故の場合―」損害保険研究74巻3号22頁以下

7) 過去の裁判例では、札幌地判平成12年12月27日生命保険判例集12巻661頁が「Aは、平成10年2月16日午前1時ころ、嘔吐を起こして吐物を吸引し、これによって窒息死したというにすぎず、同人が嘔吐を起こした原因、経過等については何ら特定されていないのであるから、右の事実経過のみをもって、同人の死亡が外来の事故を直接の原因とすることはできない」「吐物を吸引するに至った原因である嘔吐につき、仮にこれがAの身体内部に起因するものであった場合には、同人の死亡の直接の原因が外来の事故であるというとは相当でないから、結局、窒息の原因が吐物の吸引であるという事実のみをもって、同人の死亡の直接の原因となつた事故に外来性があるというとはできない」と判旨し、外来性を否定した。また、名古屋地裁一宮支部平成14年2月14日金融・商事判例1161号53頁は、「外来性とは、事故の原因が専ら被保険者の身体外部にあること、即ち、専ら身体内部に原因するもの(疾病等)は除外される趣旨である」「事故の原因が、心疾患等の疾病というように、Aの身体内部に原因する可能性が相当程度存在することは否定できず、それが専らAの身体の外

部にあると認めるには足りない。また、仮にAの直接の死因が、嘔吐による気道が閉塞された結果の窒息であるとしても、…吐物による気道閉塞の原因として急性の失疾患等により意識障害、嘔吐が生じた可能性を否定できず、いずれにしても、Aの死亡は、外来性を認めるには足りない。」と判旨し、外来性を否定した。

8) 一部の生命保険会社の災害特約の約款では、対象となる不慮の事故から除くものとして「吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息」と表記している。

9) 学研メディカル秀潤社「Gakken 消化器疾患ビジュアルブック」3頁

10) 医歯薬出版「別冊・医学のあゆみ呼吸器疾患」42頁

11) 株式会社南山堂「日本人体解剖学下巻改訂19版」229頁

12) 山下・前掲454頁

13) 甘利「福田前掲261頁」

14) 西島梅治「外来性要件の再検討」損害保険研究70巻2号24頁では、傷害保険では、疾病が原因であれば、外来性が否定されるのは当然であり、外来性の要件は疾病という内因

による事故を支払対象外とすることを目的とした支払排除要件と考えられてきた、とされる。

15) 腹部を殴打された結果嘔吐して気管に流入したような場合は除く。

16) 潘・前掲26頁

17) 潘・前掲13頁

18) 平成25年6月現在